

府中町第2次ごみ処理基本計画



府中町

令和8年3月 策定

府中町第2次ごみ処理基本計画（目次）

1 計画策定の趣旨と背景

1.1 趣旨	1
1.2 計画の位置づけ	1
1.3 計画の期間	3

2 ごみ処理の現状と課題

2.1 これまでの取り組み	5
2.2 現状の課題	9
2.3 現状と課題のまとめ	15

3 基本方針

3.1 基本方針	17
3.2 計画目標	18
3.3 目標達成時におけるごみ排出量等の見込み.....	18
3.4 成果指標・進行管理	20
3.5 住民・事業者・行政の役割	24

4 施策と具体的な取り組み

4.1 施策の体系	27
4.2 具体的な取り組み内容	27

1 計画策定の趣旨と背景

1.1 趣旨

1.2 計画の位置づけ

1.3 計画の期間

1.1 趣旨

当町はこれまで、ごみの適正な処理を推進するとともに、環境への負荷を可能な限り低減するため、2016年度から2025年度までの10年間の計画期間とする「府中町ごみ処理基本計画」を策定し、ごみ排出量の削減や循環型社会の形成に向けた取り組みを実施してきました。

一方、循環型社会の実現に向けた国内外の情勢は大きく変化しており、「3R=Reduce（リデュース：ごみを減らす）・Reuse（リユース：繰り返し使う）・Recycle（リサイクル：再生利用する）」に代表される、資源循環を前提とした暮らしの構築が目標とされ、我が国でも「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「プラスチック資源循環法」という。）」や「食品ロスの削減の推進に関する法律（以下「食品ロス削減推進法」という。）」が施行されました。また、人口減少・高齢化の進む社会への対応、大規模自然災害の発生による災害廃棄物処理への備え等、地域社会のニーズに応えるごみ処理の実施が求められるようになってきています。

これらの変化に対応し、引き続き安定したごみ処理体制を確保するとともに、豊かで持続可能な環境をつくるため、当町では、「府中町第2次ごみ処理基本計画（以下「本計画」という。）」を策定し、廃棄物行政を総合的かつ計画的に推進していくことを目指します。

1.2 計画の位置づけ

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）」第6条第1項に基づく、一般廃棄物処理基本計画（町域内のごみ処理について中長期にわたる基本的な方針を定めるもの）です。

また、本計画は食品ロス削減推進法第13条第1項における食品ロスの削減の推進に関する計画を含む廃棄物行政における総合的な計画とします。

なお、本計画は、関連する法律、国や県、町における関連計画等との整合を図っています。

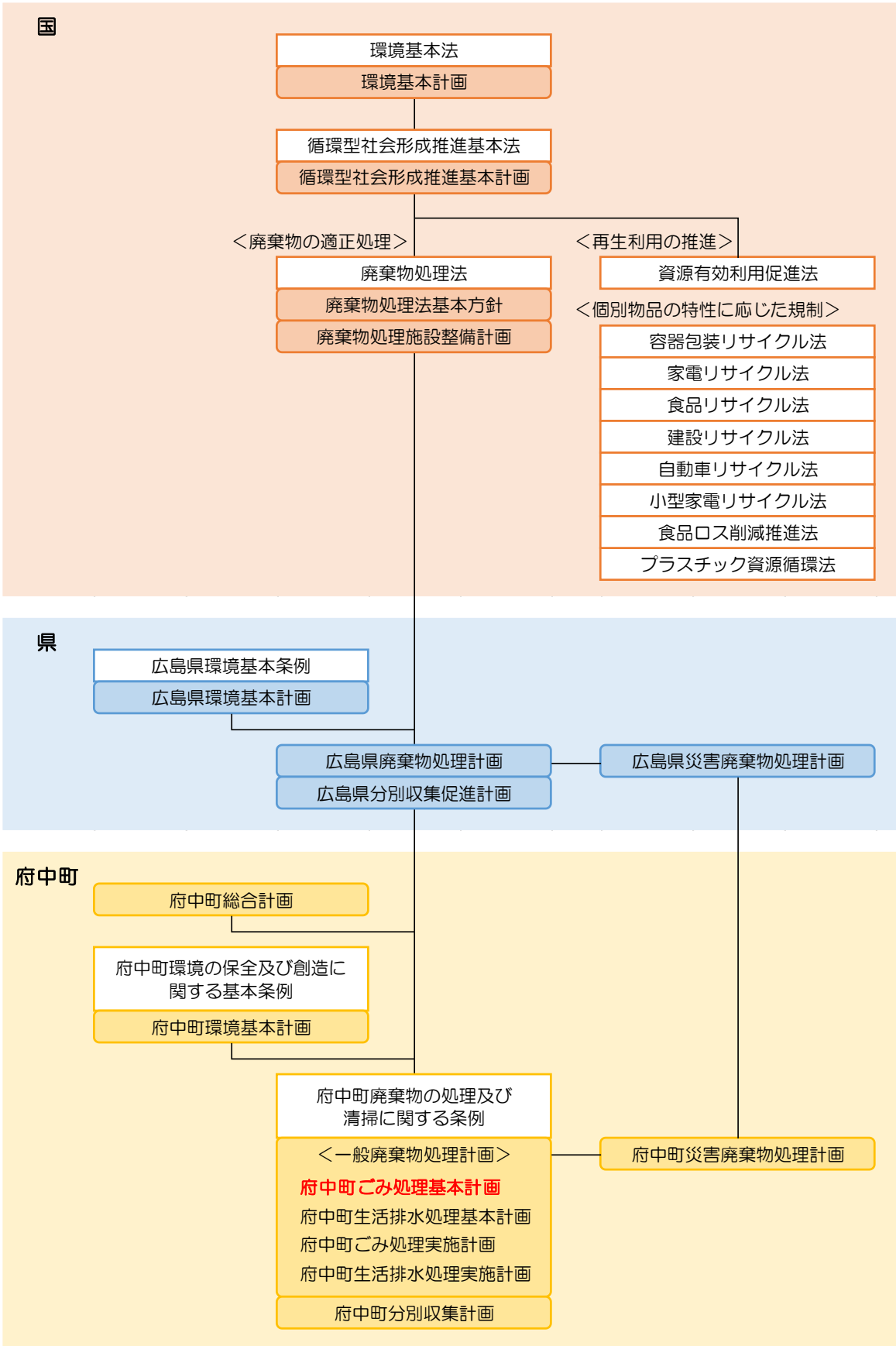


図 1-1 計画の位置づけ

1.3 計画の期間

本計画における計画期間は、当町の「総合計画」「環境基本計画」との整合を図るため、2026年度から2035年度の10年間とします。

なお、計画期間中であっても、社会情勢の変化や計画の進捗状況に応じて計画の見直しを図ります。

表 1-1 計画の期間

計画名	H28	…	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
	2016	…	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
総合計画	第4次総合計画			第5次総合計画									
環境基本計画	第2次環境基本計画			第3次環境基本計画									
ごみ処理基本計画	ごみ処理基本計画			第2次ごみ処理基本計画（本計画）									
								2030年度（予定）：中間見直し					

1 計画策定の趣旨と背景

2 ごみ処理の現状と課題

3 基本方針

4 施策と具体的な取り組み

コラム① ごみの3Rってなんだろう

3Rはごみを出来るだけ減らし、地球の資源を大切にするための3つの取り組みの頭文字をとったものです。3Rの取り組みは「Reduce（リデュース）」「Reuse（リユース）」「Recycle（リサイクル）」の順番で取り組むことが大切です。

3R

Reduce（リデュース）
Reuse（リユース）
Recycle（リサイクル）

① Reduce（リデュース）

Reduce（リデュース）は、ごみが出ないように工夫することで、「ごみそのものを減らす」取り組みのことです。

【具体的に出来る行動】

- ◇ マイバッグを持参し、レジ袋を使用しないようにしよう
- ◇ シャンプーや洗剤等の詰め替え用の商品を選び、ボトルのごみを減らそう
- ◇ 買い物をするとき、本当に必要か考えてから買おう

② Reuse（リユース）

Reuse（リユース）は、ごみとしてすぐに捨てずに、形を変えずに繰り返し何度も使う取り組みのことです。

【具体的に出来る行動】

- ◇ 着なくなった服や読まなくなった本は、譲りあおう
- ◇ 壊れたものはすぐ捨てずに修理して使おう

③ Recycle（リサイクル）

Recycle（リサイクル）は、ごみになってしまったものを、そのまま繰り返し使う Reuse（リユース）とは違い、一度溶かしたり砕いたりして原材料に戻し、新しい製品に生まれ変わらせる取り組みのことです。

【具体的にはどんなごみがリサイクルされるの？】

- ◇ ペットボトル → 服の繊維や卵のパック、新しいペットボトル
- ◇ 牛乳パック → トイレットペーパーやティッシュペーパー

2 ごみ処理の現状と課題

2.1 これまでの取り組み

2.2 現状の課題

2.3 現状と課題のまとめ

2.1 これまでの取り組み

(1) 住民の皆様が行った取り組み

- ◆ ごみの適切な分別や資源物のリサイクルをはじめ、詰め替え商品の購入、使い切り・食べ切りの実践等、住民の皆様による資源循環への適切な取り組みが進んでいます。
- ◆ ごみや資源物を集積するごみステーションは、町内会やマンションの管理者等を中心とした住民の皆様の自治により、清掃保全やネットの設置といった維持管理が行われ、安定的なごみ収集につながっています。
- ◆ 町内会が実施する集団回収等、各地域でリサイクルへの取り組みが推進されています。
- ◆ 地域での清掃活動の実施や、町の清掃イベントへの参加等、まちをきれいに保つ活動が住民一人一人によって行われています。

(2) 事業者の皆様が行った取り組み

- ◆ 事業活動によって発生したごみ（事業系ごみ）について、事業者それぞれの責任により、分別・減量・リサイクルを実施し、適正な処理が行われています。
- ◆ 事業者主催または行政と連携した住民向け環境イベント等の実施により、住民・事業者・行政での協働による環境づくりに貢献されています。
- ◆ 町内のスーパーマーケットや量販店では、資源物の店頭回収に積極的に取り組まれており、住民の日常生活でのリサイクルの推進における重要な役割を担っています。

(3) 行政が行った取り組み

- ◆ 家庭から出されるごみ（家庭系ごみ）の安定的な収集・運搬の実施、分別収集体制の整備、分別方法の周知等、適正なごみ処理を行いました。
- ◆ 不法投棄対策として、ごみステーションのパトロールや、町内会と連携した監視カメラの設置等、適正な排出を推進する取り組みを実施しました。
- ◆ 介護認定や障害者手帳等の交付を受けている人で、自分でごみステーションにごみを出すことが困難な世帯を対象に家庭ごみを戸別収集する「ふれあい収集」を開始しました。
- ◆ 雑がみの分別収集の開始や町内会の資源回収ボックスの設置支援等、リサイクル率の向上につながる取り組みを実施しました。
- ◆ 小学生を対象とした出前講座の実施や各種環境イベントの開催等、環境保全・ごみ減量・リサイクルの意識啓発に取り組みました。

(4) 計画目標に対する進捗

① 1人1日あたりのごみ排出量

【目標指標 1人1日あたりのごみ排出量】

1人1日あたりのごみ排出量は、2019年度をピークに減少傾向を示し、2024年度には735.6gと前計画期間最小値となり、計画目標である758g以下を達成することができました。

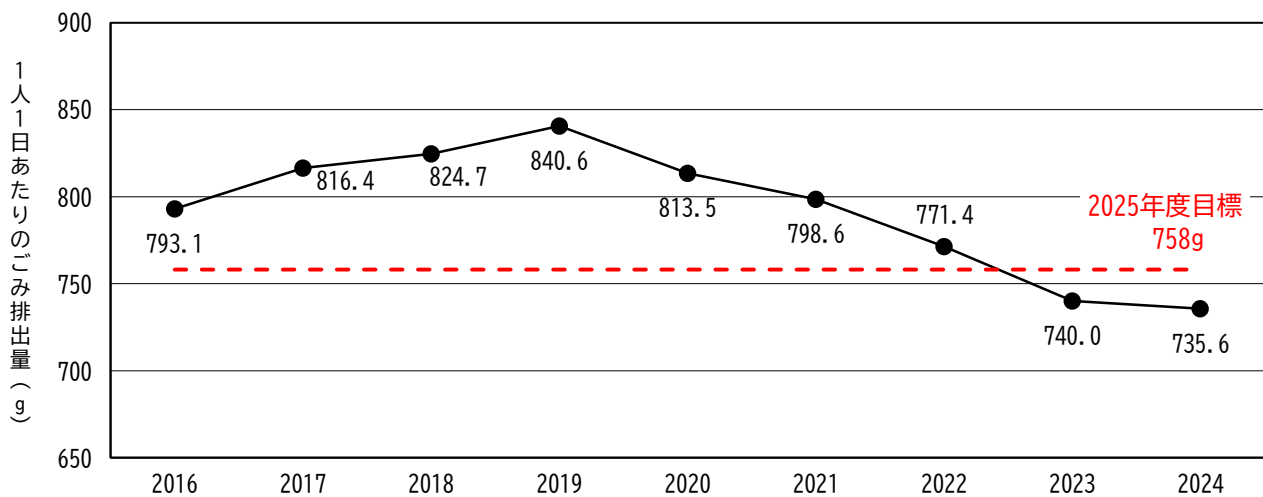


図 2-12 1人1日あたりのごみ排出量の推移

【補足指標Ⅰ 1人1日あたりの家庭系ごみ排出量】

1人1日あたりの家庭系ごみ排出量は、2020年度以降、減少傾向で推移しており、計画目標である425g以下を達成することができました。

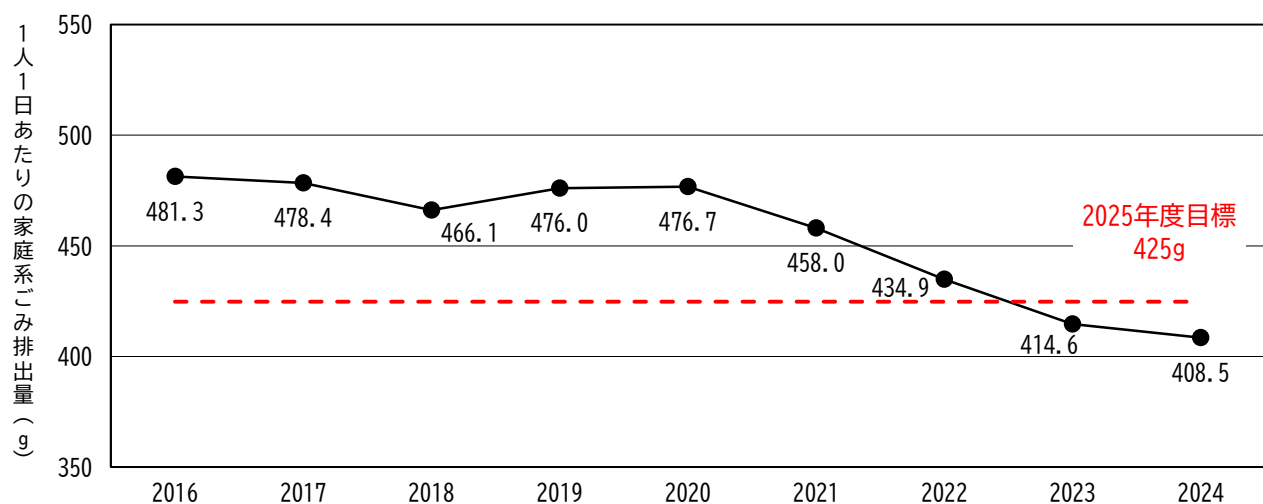


図 2-2 1人1日あたりの家庭系ごみ排出量の推移

【補足指標Ⅱ 事業系ごみ排出量】

事業系ごみ排出量は、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う社会経済活動の停止の影響で、2020年度に大きく減少しました。経済活動の再開に伴い、2021年度には4,188tまで増加し、以降は横ばいで推移しています。前計画初年度である2016年度からは減少してはいますが、計画目標である3,877tを達成することができませんでした。

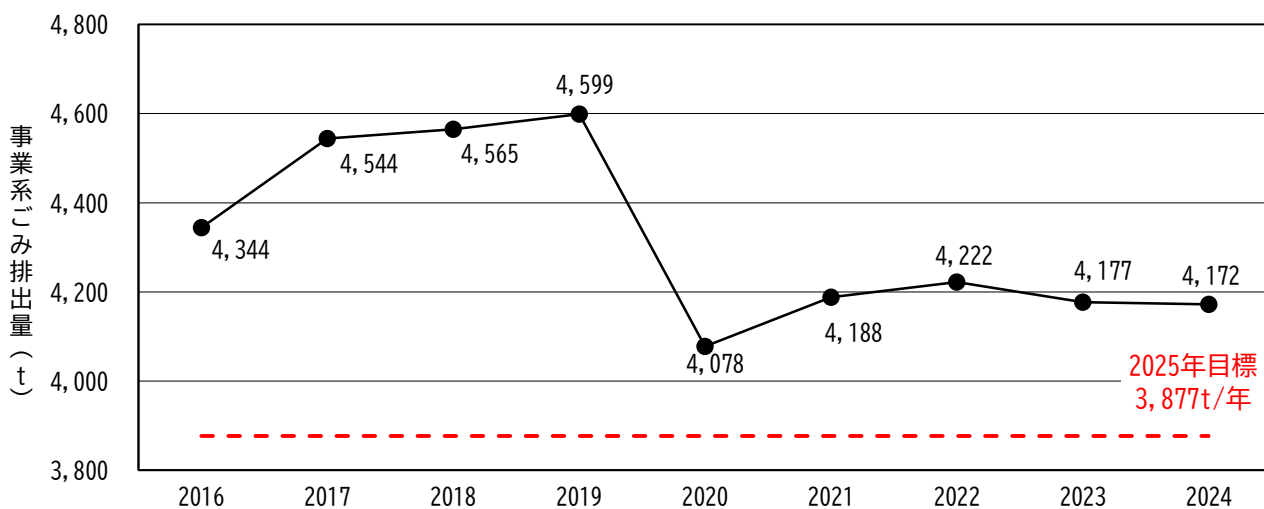


図 2-3 事業系ごみ排出量の推移

② リサイクル率

リサイクル率は、2018年からの雑がみの分別収集開始により上昇傾向を示していましたが、2022年度から停滞し、2024年度には17.4%と計画目標である23.2%を達成することができませんでした。

なお、2021年度におけるリサイクル率の上昇は、安芸クリーンセンターでの「山元還元^{※1}」において溶融飛灰の資源化が行われたことによるものです。

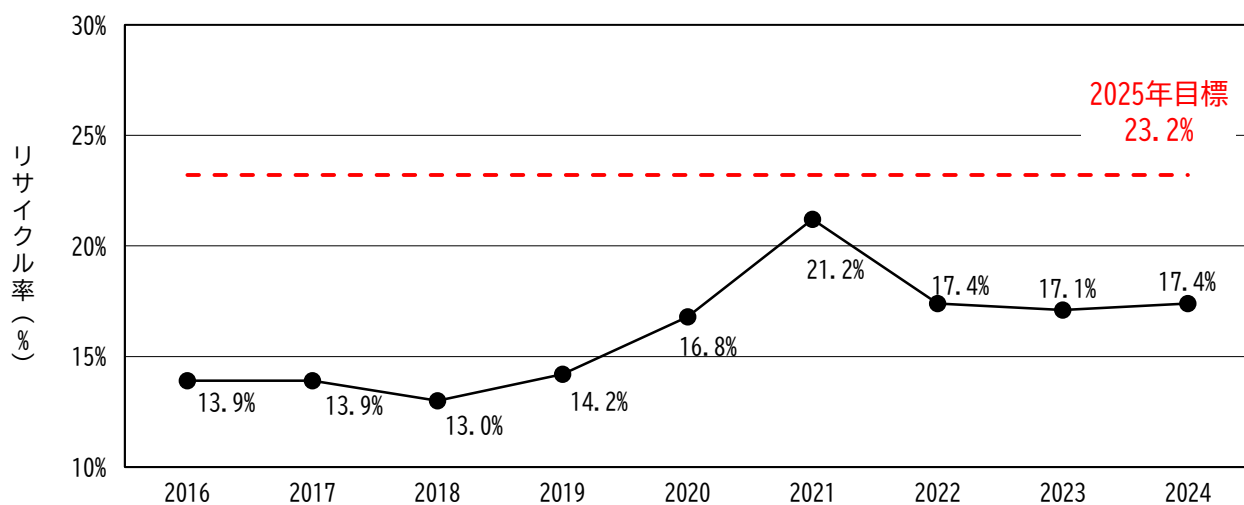


図 2-4 リサイクル率の推移

※1 山元還元：ごみを焼却する際に発生するばいじんに含まれる非鉄金属のリサイクル。最終処分量にも影響します。

③ 最終処分量

最終処分量は、コロナ禍を経て、2022年度に再び増加に転じ、2024年度は1,119 tとなり、計画目標である798 tを達成することができませんでした。

また、2021年度にはリサイクル率と同様に、安芸クリーンセンターでの「山元還元」の実施により最終処分量が減少しています。

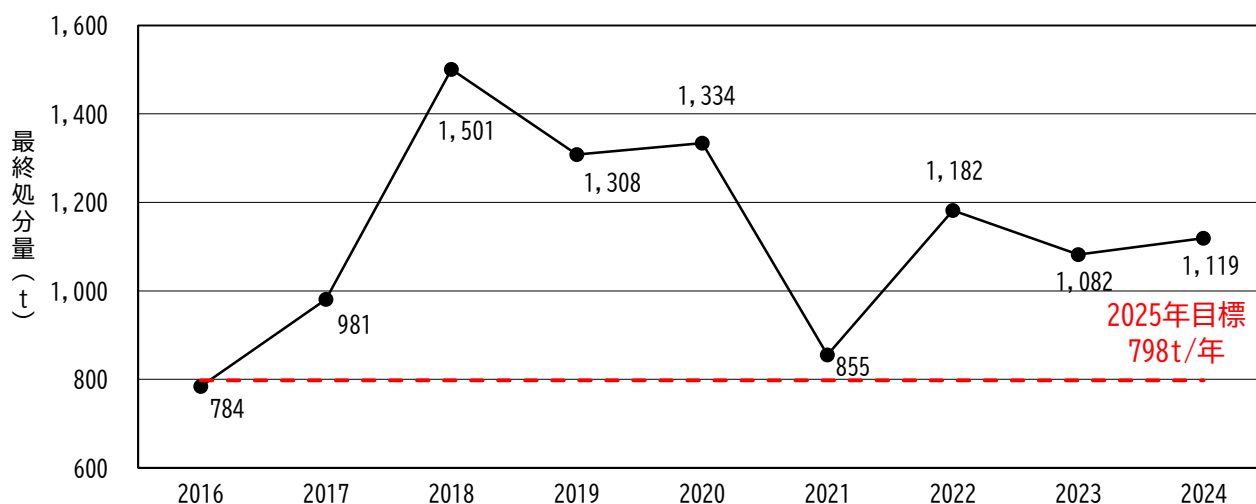


図 2-5 最終処分量の推移

コラム② 家庭系ごみ・事業系ごみってなんだろう？

私たちが普段「ごみ」と呼んでいるものには、「家庭系ごみ」と「事業系ごみ」という法律で決められた2つの大きな種類があります。今日は、この2つのごみの違いについて勉強してみましよう！

◇ 家庭系ごみ

家庭系ごみとは、「みんなのおうちで普段の生活から出るごみ」のことです。家庭系ごみは、府中町が回収し処理を行っています。

(具体的な例) 台所から出る生ごみ、自分の部屋から出るプリントや壊れたおもちゃ等

◇ 事業系ごみ

事業系ごみとは「会社やお店、工場等の“事業活動”から出るごみ」のことです。事業系ごみは、ごみを出した会社やお店が自分たちの責任で処理を行っています。

(具体的な例) スーパーから出る売れ残り食品、会社から出るコピー用紙等

家庭系ごみと事業系ごみは、出てくるごみの量・ごみの種類が全く違うことから区分して処理を行っています。

2.2 現状の課題

(1) ごみや資源物の排出状況

当町のごみ総排出量は、2019年度から減少傾向で推移しており、事業系ごみの削減には一定の課題が残るものの、住民・事業者・行政が一体となって、ごみ減量化に向けた取り組みを着実に進めていることがうかがえます。

住民アンケート（図 2-6）では、ごみ減量・資源化の取り組みの多くの項目で「積極的に取り組んでいる」「なるべく取り組んでいる」の割合が80%以上でした。

事業者アンケート（図 2-7）では、「生ごみの水切り」等のごみを減らすための取り組みを多くの事業者が行っています。また、事業者においてもプラスチックごみの分別（図 2-8）について、「積極的に取り組んでいる」「なるべく取り組んでいる」が75%以上でした。

以上の結果からも、住民・事業者のごみ減量・資源化の意識が高まっていることが分かります。

一方、家庭から出される普通ごみの内訳（図 2-9）を見てみると、手付かずの食料品（食品ロス）が全体の13%程度を占めているほか、普通ごみ以外の分別対象である紙類（新聞・チラシ、ダンボール等）や布類等が20%程度混入していました。

事業所から出される普通ごみの内訳（図 2-10）についても、全体の約6割を占める生ごみ類の内、その約4割（全体の23%程度）が手付かずの食料品でした。また、普通ごみ以外の分別対象が15%程度混入しており、その大部分がプラスチック類と紙類でした。

当町のリサイクル率は、17%前後で停滞しているため、引き続き適正分別を徹底し、リサイクル率の上昇や、更なるごみ排出量の削減につなげていくことが重要です。

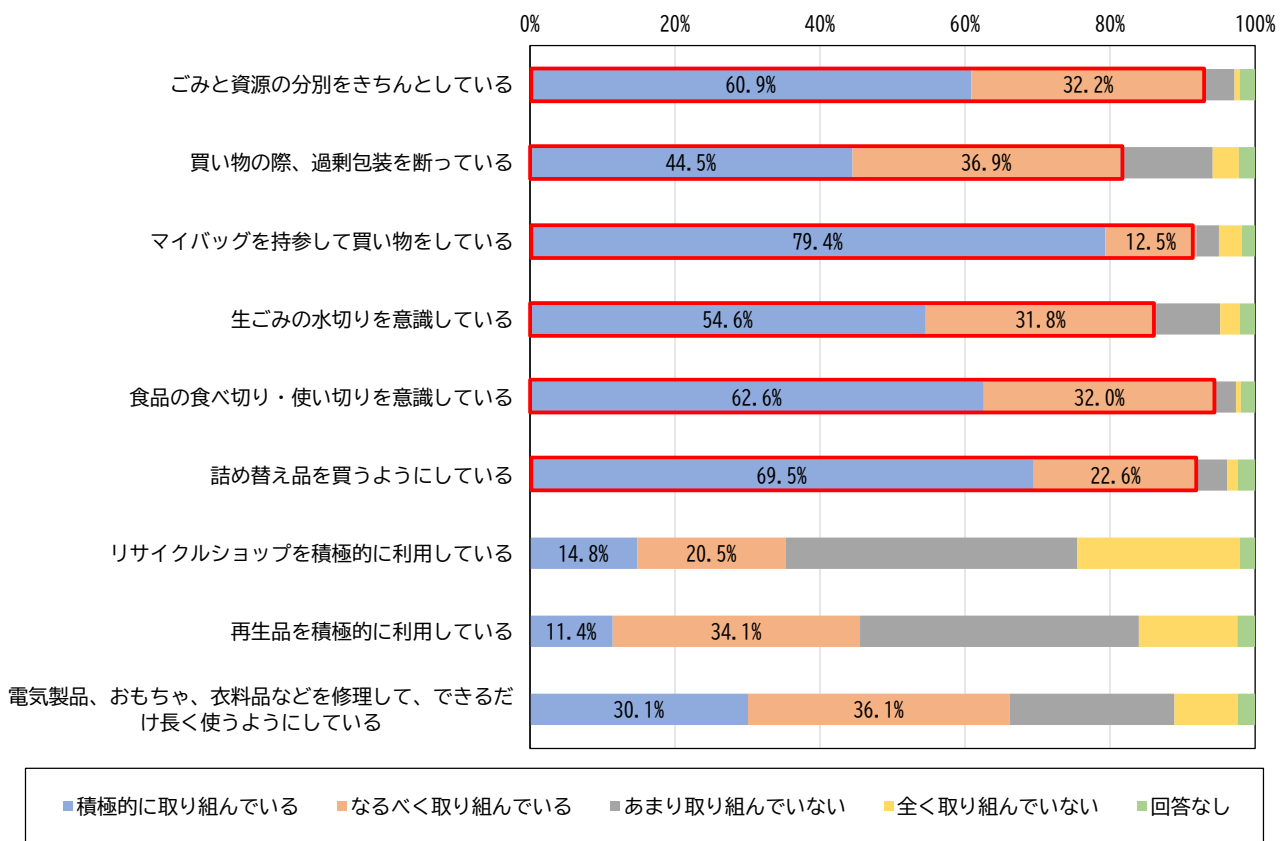


図 2-6 住民アンケート調査結果

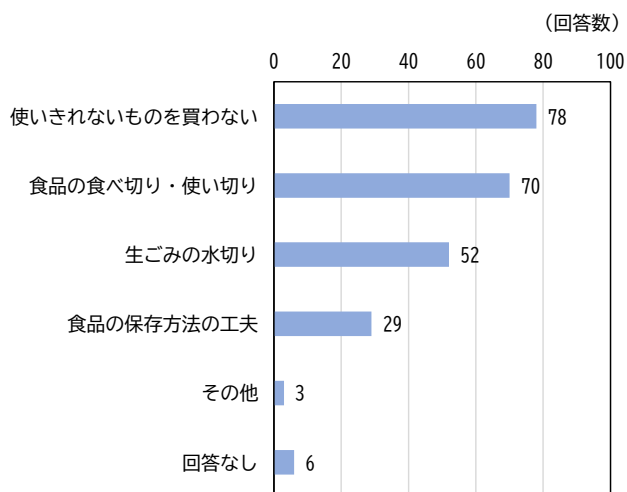


図 2-7 事業者アンケート調査結果

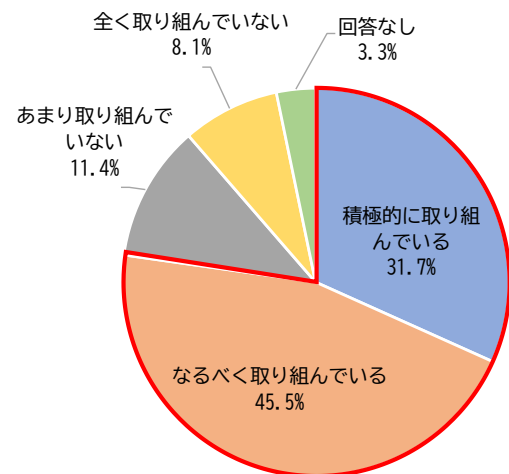


図 2-8 プラスチックごみの分別状況（事業者）

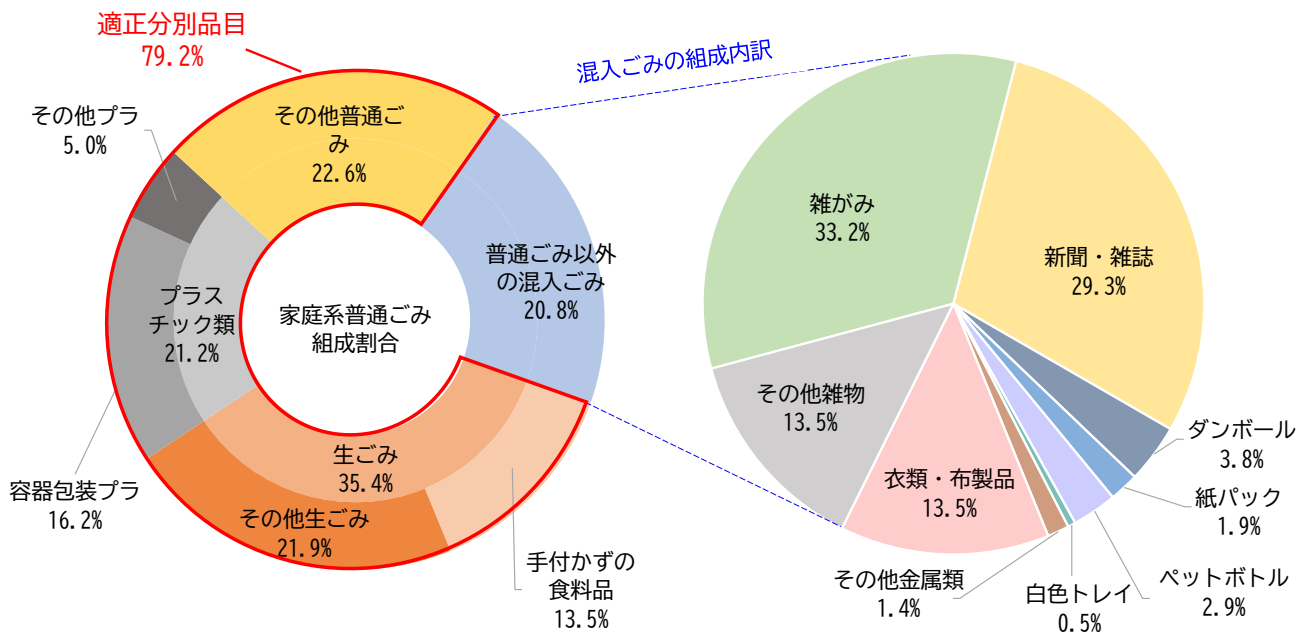


図 2-9 家庭系普通ごみ組成調査結果

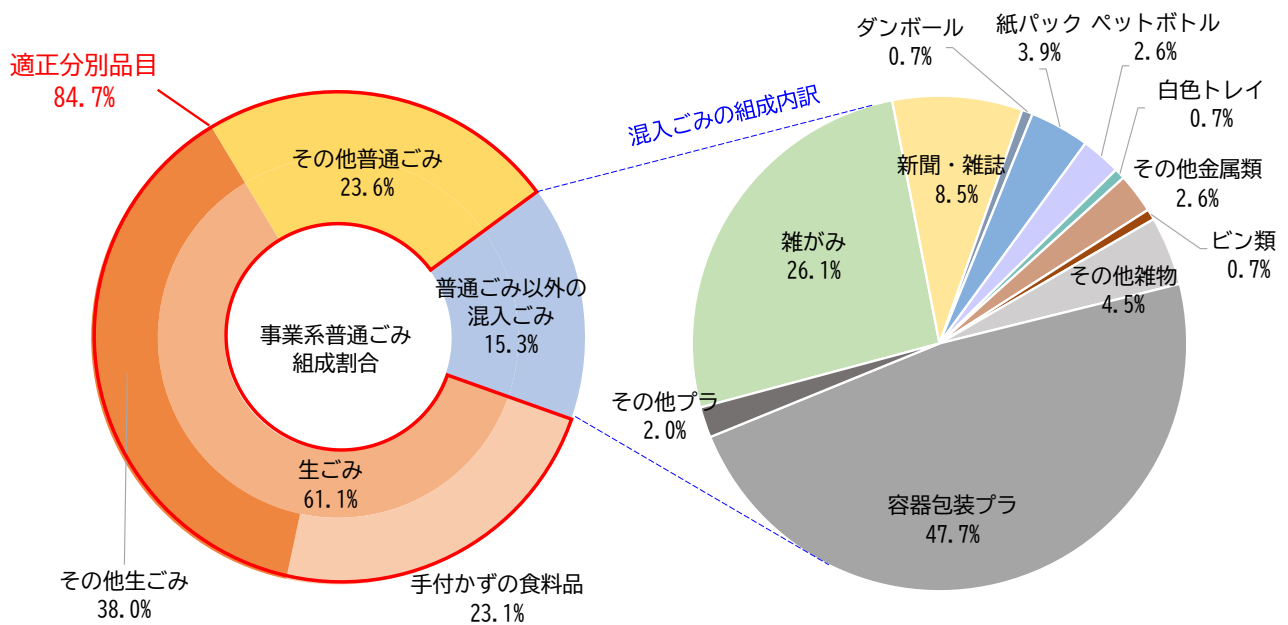


図 2-10 事業系普通ごみ組成調査結果

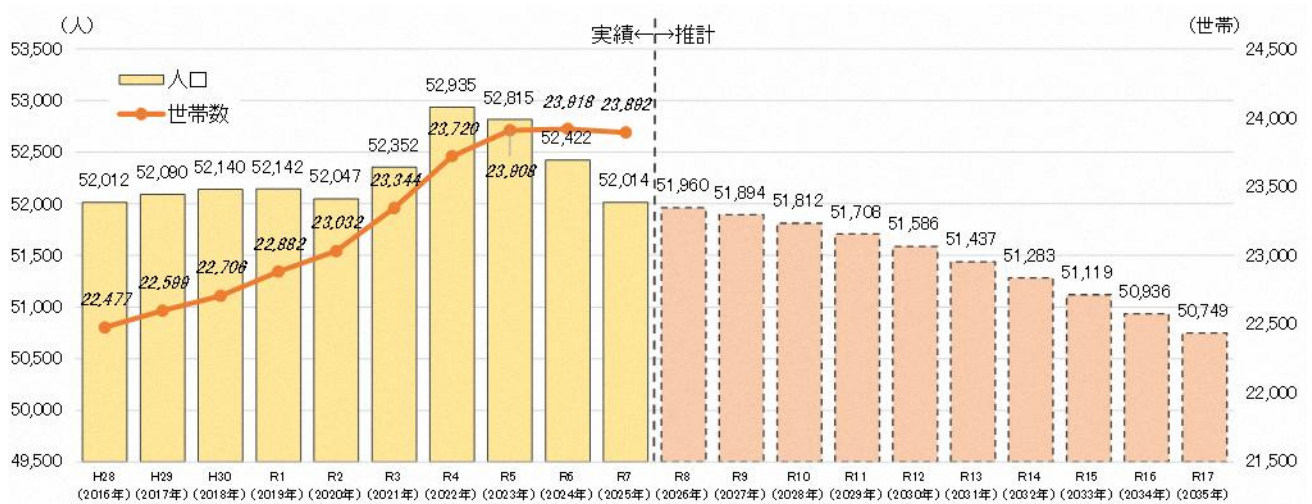
(2) 府中町及び国内外の状況

① 人口及び高齢化の推移

当町の人口は、2022年をピークに減少に転じており、今後もやや減少傾向で推移すると見込んでいます。

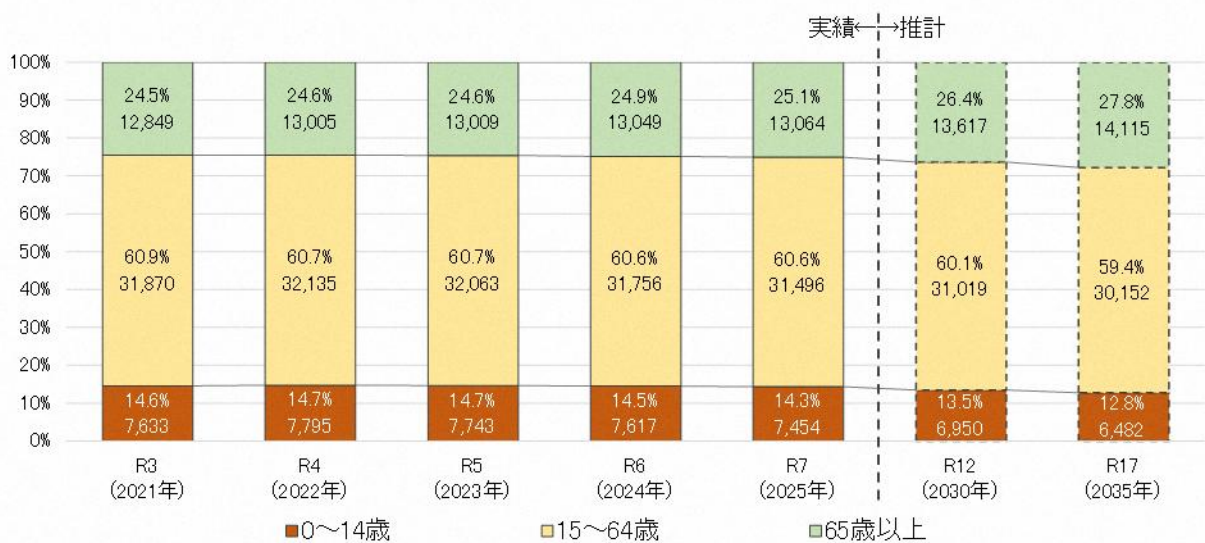
一方、高齢者人口（65歳以上）は、今後も増加傾向で推移すると見込んでおり、町内会等、ごみステーションの管理を担っていただいている方たちの高齢化や、高齢者をはじめとした自力でのごみ出しが難しい世帯への支援に対する持続性が課題となっています。

【人口の動き】



資料：住民基本台帳(各年4月1日時点)、推計値は町独自推計

【年齢3区分別人口の動き】



資料：住民基本台帳(各年4月1日時点)

図 2-11 人口の動きと年齢3区分別人口の動き（推計）

② 廃棄物処理施設の状況

当町のごみ処理は、分別収集されたのち、普通ごみは安芸クリーンセンター（安芸郡坂町）へ直接搬入します。普通ごみ以外は、府中町環境センター（府中町八幡四丁目）に搬入し、資源化するもの、焼却するもの、最終処分（埋立）するものを仕分けします。その後、資源化できるものは委託先の処理業者による資源化を行います。

焼却ごみについては、安芸クリーンセンターへ運搬し、焼却処理を行い、燃え残った残渣は、出島廃棄物処分場（広島市南区）で最終処分（埋立）しています。

焼却処理を行う安芸クリーンセンターは、既に基幹の設備改良工事を実施し、施設の稼働期限を2032年度まで延長していますが、本計画期間中に稼働期限を迎えます。

また、最終処分場である出島廃棄物処分場は、地元住民との協定で廃棄物の受入計画期間が2034年6月までとなっているため、期間満了後の動向に対応する必要があります。これらの焼却施設や最終処分場の新設には長期間を要するため、新たな施設の整備方針の決定が喫緊の課題となっています。

③ ごみ処理にかかるコストの状況

今般の人件費、燃料費等の高騰は、ごみ処理にも大きく影響しており、ごみの収集運搬・中間処理・最終処分の全ての場面に関係します。当町においても、近年ごみ処理にかかるコストは年々上昇しており、15年前と比較すると2億円程度増加しています。

このようなコスト上昇への対応は、地域にとって避けられない課題であり、安定的なごみ処理体制を持続可能なものとするには、歳出削減や歳入確保への着実な取り組みが必要です。

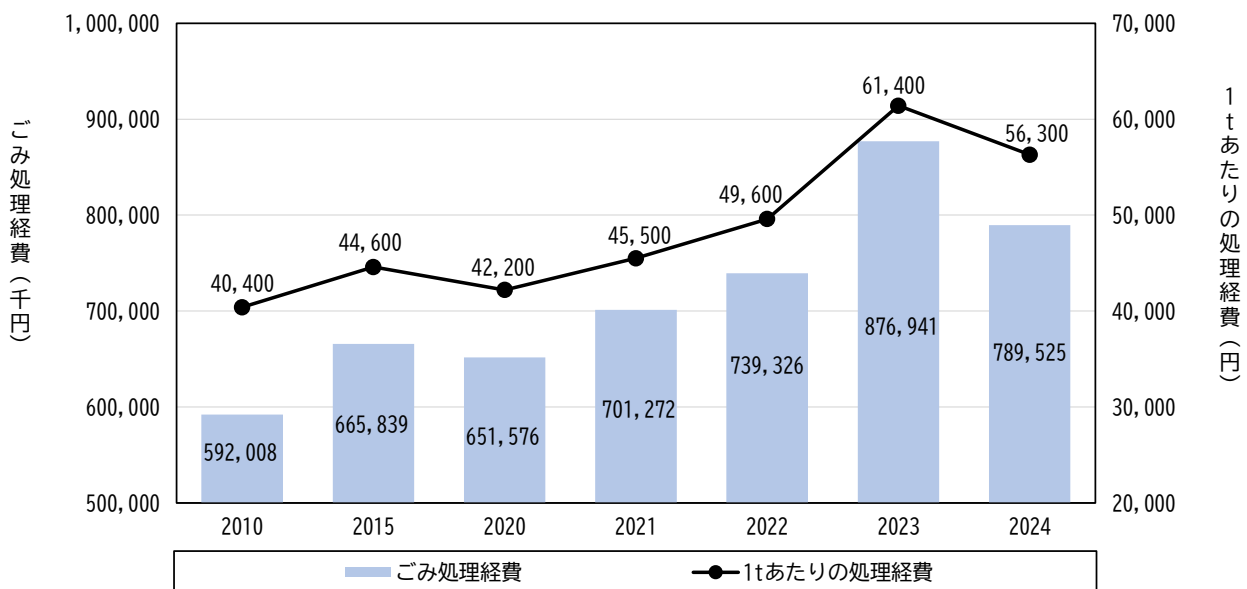


図 2-12 ごみ処理経費

④ 廃棄物処理行政に関わる国内外の状況

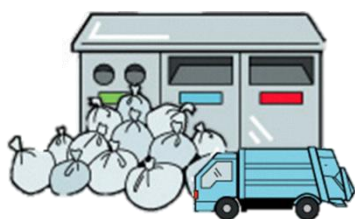
SDGs（持続可能な開発目標）への関心が高まる中、国内では2019年10月に「食品ロス削減推進法」、2022年4月に「プラスチック資源循環法」が施行され、国際的にも2021年の「バーゼル条約」の改正によって廃プラスチックの輸出入規制が強化されています。

こうした国内外の動向に対応するため、当町においてもプラスチックの資源化に向けたごみ処理体制の整備が必要となっています。

コラム③ 私たちが出したごみはどこへ行くのかな？

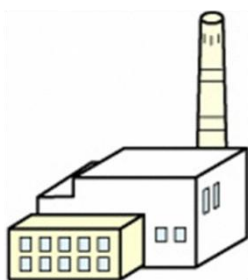
私たちが普段の生活で出すごみは、ごみ収集車に回収された後どこに行き、最後はどうなるのか、今回は、私たちのお家から出るごみの中で最も多い「普通ごみ」の行方について一緒に勉強してみましょう！

【府中町における普通ごみの流れ】



① 排出・収集運搬

- 私たちの家から出るごみは、決められた日時に決められた場所に排出します。
- 指定された場所に出されたごみは、ごみ収集車により回収され、処理施設に送られます。
- この時、ごみの種類により、送られる処理施設が違うため、決められたルールにより正しい分別を行うことが大切です！



② 中間処理

- 回収されたごみは処理施設に送られます。府中町では、普通ごみは焼却施設である安芸クリーンセンターに送られます。
- 焼却施設とは、ごみを高い温度で燃やすことで体積を減らすとともに、ごみに含まれる有害物質を取り除く施設です。
- 焼却施設で燃やされたごみは灰となり、これ以上加工することが出来ないものは、最終処分場に送られます。



③ 最終処分

- 焼却施設から送られてきた灰は、最終処分場で処分します。府中町では、安芸クリーンセンターから出島廃棄物処分場に送られます。
- 最終処分場では、焼却施設で発生した灰を土の中に重ねて埋めることでごみを処分します。

※ごみイラスト素材集（経済産業省）（<https://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/data/illust/index.html>）を加工して作成

2.3 現状と課題のまとめ

(1) 安定したごみ処理の継続

焼却施設である安芸クリーンセンターや最終処分場である出島廃棄物処分場は、いずれも10年以内に稼働期間または受入計画期間の満了を迎える見込みとなっており、ごみ処理における新たな体制作りは喫緊の課題となっています。

ごみの処理は、住民生活・経済活動を営むために、必要不可欠な行政サービスです。安定的なごみ処理体制を持続可能なものとするために、歳出削減と歳入確保への着実な取り組みを進め、各廃棄物処理施設の稼働期限等の課題にも確実に対応する必要があります。

また、不法投棄防止への取り組み、高齢化等により顕著化するごみ収集におけるごみステーションのあり方の問題や自力でのごみ出しが困難な世帯への対応も、住民が安心して生活を送るためには重要な取り組みであり、持続可能な体制を構築する必要があります。

(2) ごみの適正排出による更なるごみ排出量の削減

住民・事業者の取り組みにより、府中町のごみ排出量は減少傾向であり、マイバッグ・詰め替え品の利用や、使い切り・食べ切り等、ごみを減らす動きが広がってきています。

ごみの排出量は、ごみ処理にかかるコストと密接に関わっており、安定したごみ処理を継続していくためにも、今後ごみ排出量の削減に取り組むことが重要です。

ごみ排出量の削減には、減少傾向にある家庭系ごみでの取り組みを継続しつつ、事業系ごみにおいても削減の推進を拡大させていく必要があります。また、家庭系ごみ・事業系ごみの双方で一番多くの割合を占める生ごみ、特に手付かずの食料品といった食品ロス削減につながる取り組みも併せて取り組む必要があります。

(3) リサイクル率の向上

国内外でリユース・リサイクル推進への関心が高まる中、当町のリサイクル率は17%程度で全国平均(19.5%)を下回って推移しており、更なるリサイクル率の向上が求められています。

リサイクル率の向上には、これまでのリユース・リサイクルをより取り組みやすくしていくことに加え、現在普通ごみとして処理されているプラスチック類について、新たに資源化するための体制整備が必要となります。

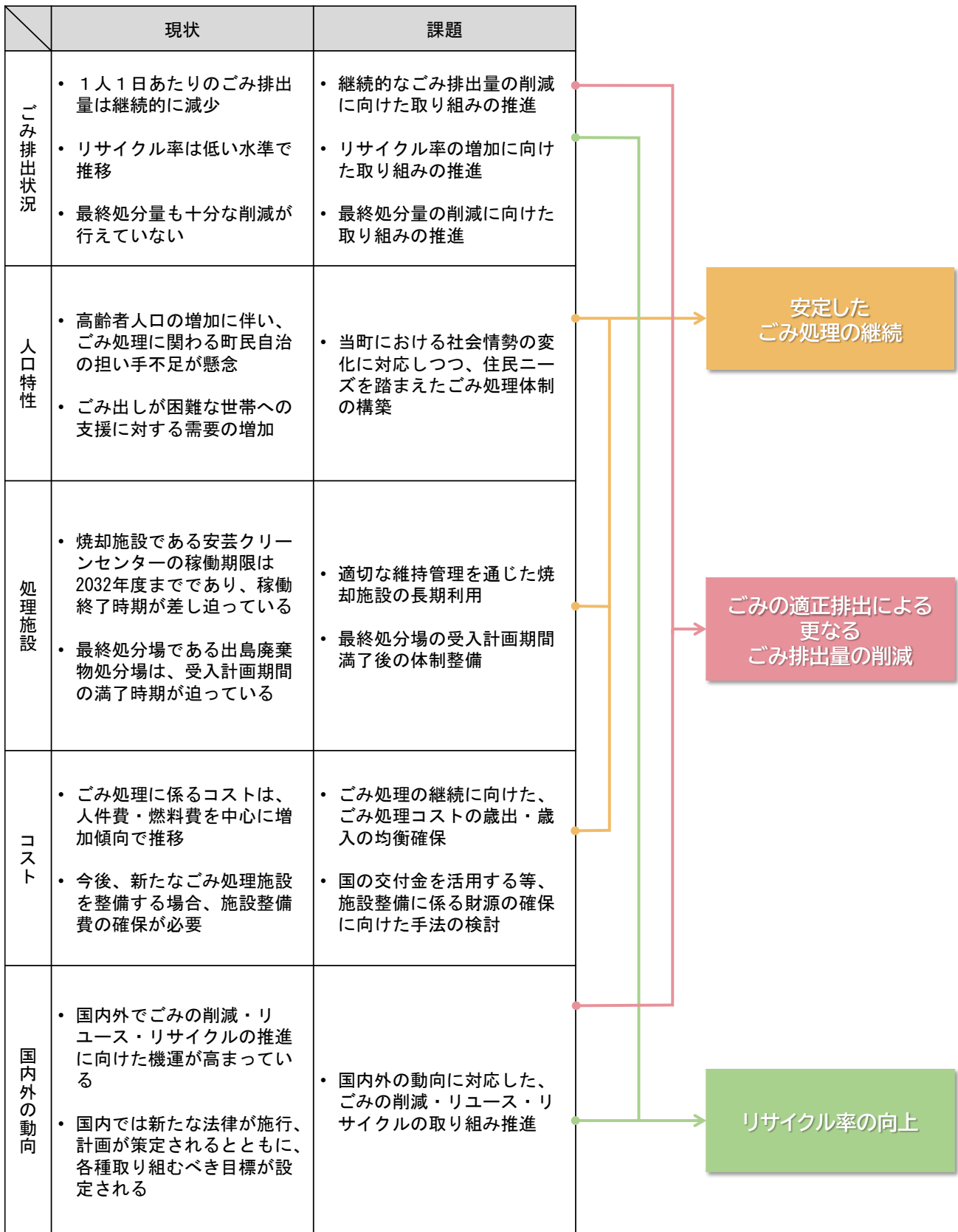


図 2-13 課題を踏まえた方向性の考え方

3 基本方針

- 3.1 基本方針
- 3.2 計画目標
- 3.3 目標達成時におけるごみ排出量等の見込み
- 3.4 成果指標・進行管理
- 3.5 住民・事業者・行政の役割

3.1 基本方針

ごみ処理の現状と課題を踏まえ、本計画では以下の3つの基本方針を設定します。

【基本方針① みんなでつくる、ごみ処理の安定】

ごみ処理は、住民・事業者の生活、経済活動を支える不可欠な行政サービスであり、住民・事業者・行政の3者が協働することで安定的な運営を継続する必要があります。

将来にわたる安定的なごみ処理のため、その基盤となる焼却施設や最終処分場の更新を見据えた体制を整備するとともに、コストの適正化や財源確保等の財政基盤の強化についても検討を進めます。

また、ごみの不法投棄等への対策やごみ出しの困難な世帯への支援、災害廃棄物処理の体制整備等、多様なニーズを踏まえた取り組みを進めます。

目指す姿：全ての住民・事業者がごみのことで困らない

【基本方針② 更なるごみ減量化の推進】

これまでの住民の皆様のご協力により家庭系ごみは大幅に削減されていますが、まだ食べられる食品が捨てられている現状です。今後は食品ロス削減への取り組みを進めるとともに、まだ削減が進んでいない事業系ごみについても削減に向けた具体的な取り組みを進めます。

目指す姿：ごみの減量化により、環境負荷が最小化されている

【基本方針③ ごみの資源への転換】

「捨てればごみ、分ければ資源」の言葉どおり、ごみを減らし、資源を有効活用することは環境を守るだけでなく、新たな価値を生み出し、私たちの暮らしを豊かにします。

リサイクル率の更なる向上のため、リユース・リサイクルを後押しする取り組みを継続するとともに、プラスチックを資源化するための新たな体制整備を進めます。

目指す姿：ごみを価値のある資源に転換し、
「循環の輪」が拡大されている

1

計画策定の趣旨と背景

2

ごみ処理の現状と課題

3

基本方針

4

施策と具体的な取り組み

3.2 計画目標

【計画目標①：ごみ総排出量】

ごみ総排出量を 2022 年度比で

2030 年度に約 9%削減、2035 年度に約 11%削減を目指します。

【計画目標②：リサイクル率】

リサイクル率を

2030 年度に 26%まで引き上げ、2035 年度に 26%以上の維持を目指します。

廃棄物処理法の基本方針では、2030 年度に一般廃棄物の総排出量は 2022 年度比で約 9%削減させるとともに、リサイクル率を約 26%まで増加させることが目標として掲げられています。

また、国においては、地方自治体が廃棄物処理施設の整備に伴い循環型社会形成推進交付金の交付を受ける場合、廃棄物処理法の基本方針に基づいた廃棄物処理の実施を条件としています。

当町では、持続可能な循環型社会の形成に向け、ごみの減量化・資源化の拡大を推進するとともに、今後の廃棄物処理施設整備における循環型社会形成推進交付金の活用を見据え、廃棄物処理法の基本方針に基づいた計画目標を設定することとします。

3.3 目標達成時におけるごみ排出量等の見込み

目標達成時におけるごみ排出量等の見込みは、以下の方法により推計を行いました。

【ごみ排出量等の将来推計方法】

① 現状趨勢

- ・ 2035 年度の処理見込み量（現状趨勢）は、本計画に掲げる施策の効果を考慮しない場合のごみと資源物の処理見込み量です。
- ・ ごみ排出量は、過去のごみ排出量の実績を基に推計を行いました。家庭系ごみ排出量は、1 人 1 日あたりの家庭系ごみ排出量の推計値に推計人口を乗じ算出しました。
- ・ 事業系ごみ排出量は、1 日あたりの事業系ごみ排出量の推計値に日数を乗じて算出しました。
- ・ 資源化量・最終処分量等は、2024 年度の施設での処理残渣の発生率等を踏まえ算出しました。

② 目標達成時

- ・ 2035 年度の処理見込み量（目標達成時）は、本計画に掲げる施策を実施し、計画目標を達成した場合の処理見込み量です。
- ・ 処理見込み量（現状趨勢）に各施策の実施によるごみの削減効果や、プラスチックのリサイクル等による資源化量の増加効果を見込み算出しました。

目標達成時におけるごみ排出量等の見込みは以下に示すとおりです。

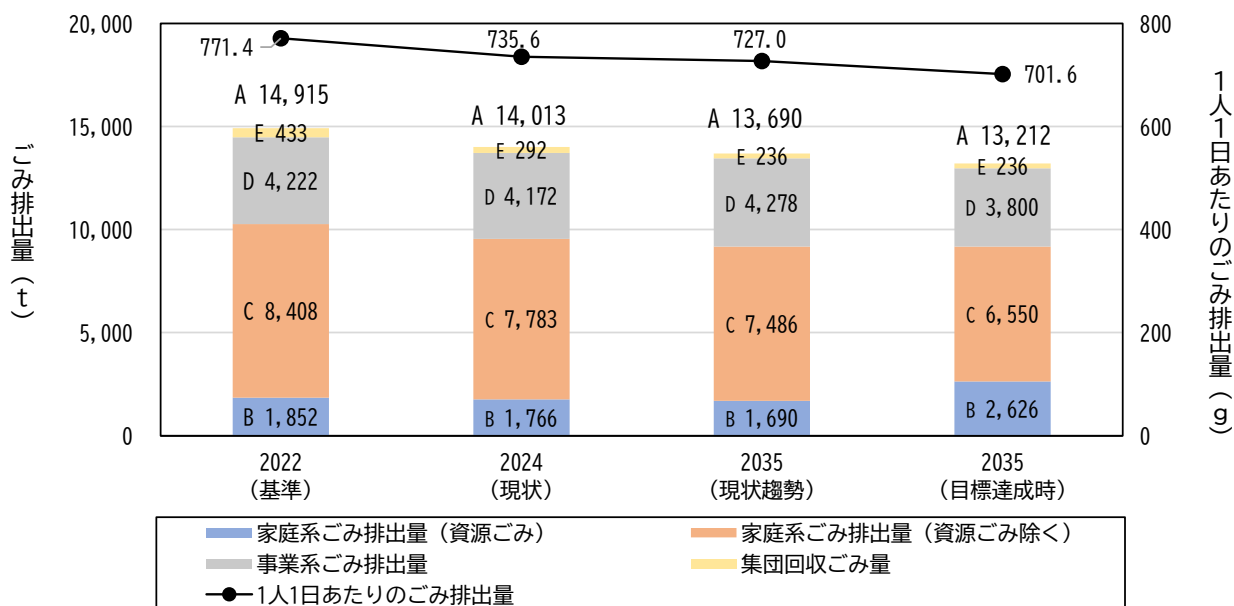


図 3-1 目標達成時におけるごみ排出量等の見込み

表 3-1 目標達成時におけるごみ排出量等の見込み

		単位	2022年度 (基準)	2024年度 (現状)	2035年度 (現状趨勢)	2035年度 (目標達成時)
A	ごみ総排出量	t/年	14,915	14,013	13,690	13,212
B	家庭系ごみ排出量 (資源ごみ)	t/年	1,852	1,766	1,690	2,626
C	家庭系ごみ排出量 (資源ごみ除く)	t/年	8,408	7,783	7,486	6,550
D	事業系ごみ排出量	t/年	4,222	4,172	4,278	3,800
E	集団回収ごみ量	t/年	433	292	236	236
資源化量		t/年	2,595	2,445	2,305	3,429
リサイクル率 (焼却施設の資源化を含む)		%	17.4	17.4	16.8	26.0
F	最終処分量	t/年	1,182	1,119	1,064	746
G	最終処分率※	%	7.9	8.0	7.8	5.6

※最終処分率は当町で排出されたごみのうち、最終処分された量の割合です。(G=F/A)

1 計画策定の趣旨と背景

2 ごみ処理の現状と課題

3 基本方針

4 施策と具体的な取り組み

3.4 成果指標・進行管理

(1) 成果指標

本計画では、3つの基本方針に紐づく「目指す姿」の実現及び計画目標の達成に向け、住民・事業者・行政における取り組みを評価する指標として成果指標を設定します。

成果指標は以下に示すとおりであり、国の目標年度となっている2030年度時点の中間目標と、計画の終期である2035年度時点の最終目標を設定しています。

【成果指標① ごみ総排出量に関わる指標】

本計画では、安定したごみ処理の実施を通じて循環型社会の形成を目指し、ごみ総排出量を2035年度に2022年度比で約11%削減することを計画目標としています。

ごみ総排出量の削減に向けては、家庭系ごみと事業系ごみの双方において取り組みを行うことが重要です。このため、本計画では、ごみ総排出量の削減に向けた取り組みの成果指標として、「成果指標①-I 家庭系ごみ排出量」と「成果指標①-II 事業系ごみ排出量」を設定しました。

各成果指標の数値は、ごみ総排出量の計画目標の達成に向け、当町における家庭系ごみ・事業系ごみの排出実態を考慮し「成果指標①-I 家庭系ごみ排出量」は、2035年度において2022年度比で約11%（人口減少による削減分約4%を含む）の削減を目指すとともに、「成果指標①-II 事業系ごみ排出量」は、2035年度において2022年度比で約10%の削減を目指すものとします。

【計画目標① ごみ総排出量】

基準 (2022年度) : 14,915 t

現状 (2024年度) : 14,013 t <<736g>>

中間目標 (2030年度) : 13,573 t <<716g>> ⇒ 基準年度 (2022年度) 比で約9%削減が必要

最終目標 (2035年度) : 13,212 t <<702g>> ⇒ 基準年度 (2022年度) 比で約11%削減が必要

※ << >> の数値は1人1日あたりのごみ排出量を示します。

◆成果指標①-I◆ 家庭系ごみ排出量

基準 (2022年度) : 10,260 t

現状 (2024年度) : 9,549 t

中間目標 (2030年度) : 9,319 t ⇒ 基準年度 (2022年度) 比で約9%削減が必要

最終目標 (2035年度) : 9,176 t ⇒ 基準年度 (2022年度) 比で約11%削減が必要

◆成果指標①-II◆ 事業系ごみ排出量

基準 (2022年度) : 4,222 t

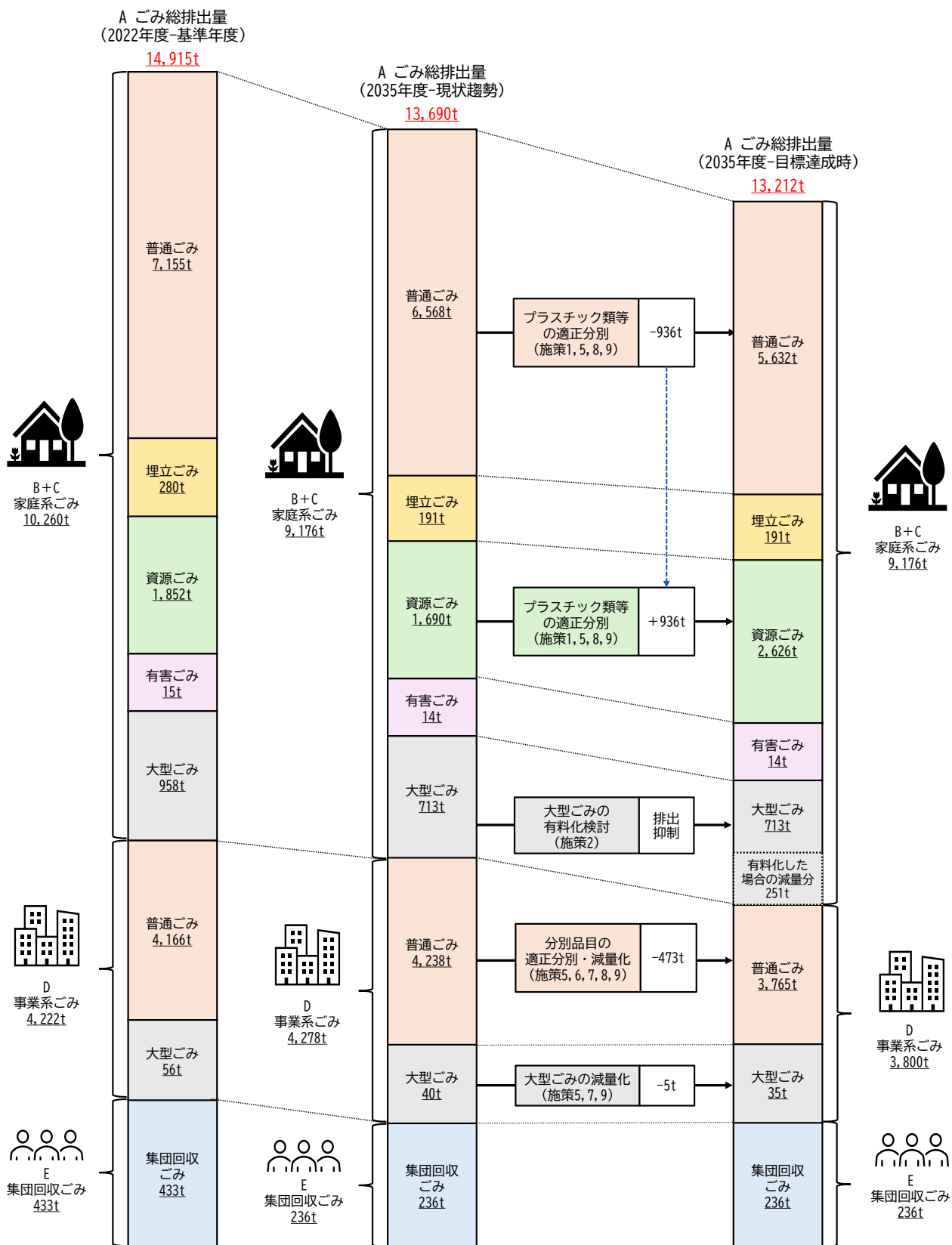
現状 (2024年度) : 4,172 t

中間目標 (2030年度) : 3,990 t ⇒ 基準年度 (2022年度) 比で約5%削減が必要

最終目標 (2035年度) : 3,800 t ⇒ 基準年度 (2022年度) 比で約10%削減が必要

【目標達成時におけるごみ排出量の見込みについて】

目標達成時におけるごみ排出量は、当町において実施する施策の効果を見込み設定しました。



1 計画策定の趣旨と背景

2 ごみ処理の現状と課題

3 基本方針

4 施策と具体的な取り組み

【成果指標② リサイクル率に関わる指標】

本計画では、資源循環の更なる推進に向け、リサイクル率を 2024 年度 17.4%から 2030 年度に 26%まで増加することを計画目標としています。

リサイクル率は、焼却施設における焼却残渣のリサイクルの有無による影響を受けるため、住民・事業者によるごみの適正分別・資源回収に係る取り組みの成果を計る指標として「成果指標②-I リサイクル率（焼却施設の資源化を除く）」を設定します。

また、普通ごみの適正分別によるリサイクル率の向上は、焼却施設におけるごみ焼却量や最終処分量の削減にも寄与するものとなります。このため、本計画では、リサイクル率の向上を目指した成果指標として「成果指標②-II 1人1日あたりのごみ焼却量」「成果指標②-III 最終処分量」を併せて設定します。

【計画目標② リサイクル率】

現状 (2024 年度) : 17.4%

中間目標 (2030 年度) : 26.0% ⇒ 現状 (2024 年度) から 8.6 ポイント引き上げが必要

最終目標 (2035 年度) : 26.0%以上

◆成果指標②-I◆ リサイクル率（焼却施設の資源化を除く）

現状 (2024 年度) : 16.3%

中間目標 (2030 年度) : 23.3% ⇒ 現状 (2024 年度) から 7.0 ポイント引き上げが必要

最終目標 (2035 年度) : 23.3%以上

◆成果指標②-II◆ 1人1日あたりのごみ焼却量

現状 (2024 年度) : 595 g/人・日

中間目標 (2030 年度) : 535 g/人・日 ⇒ 現状 (2024 年度) から 60 g の削減が必要

最終目標 (2035 年度) : 525 g/人・日 ⇒ 現状 (2024 年度) から 70 g の削減が必要

◆成果指標②-III◆ 最終処分量

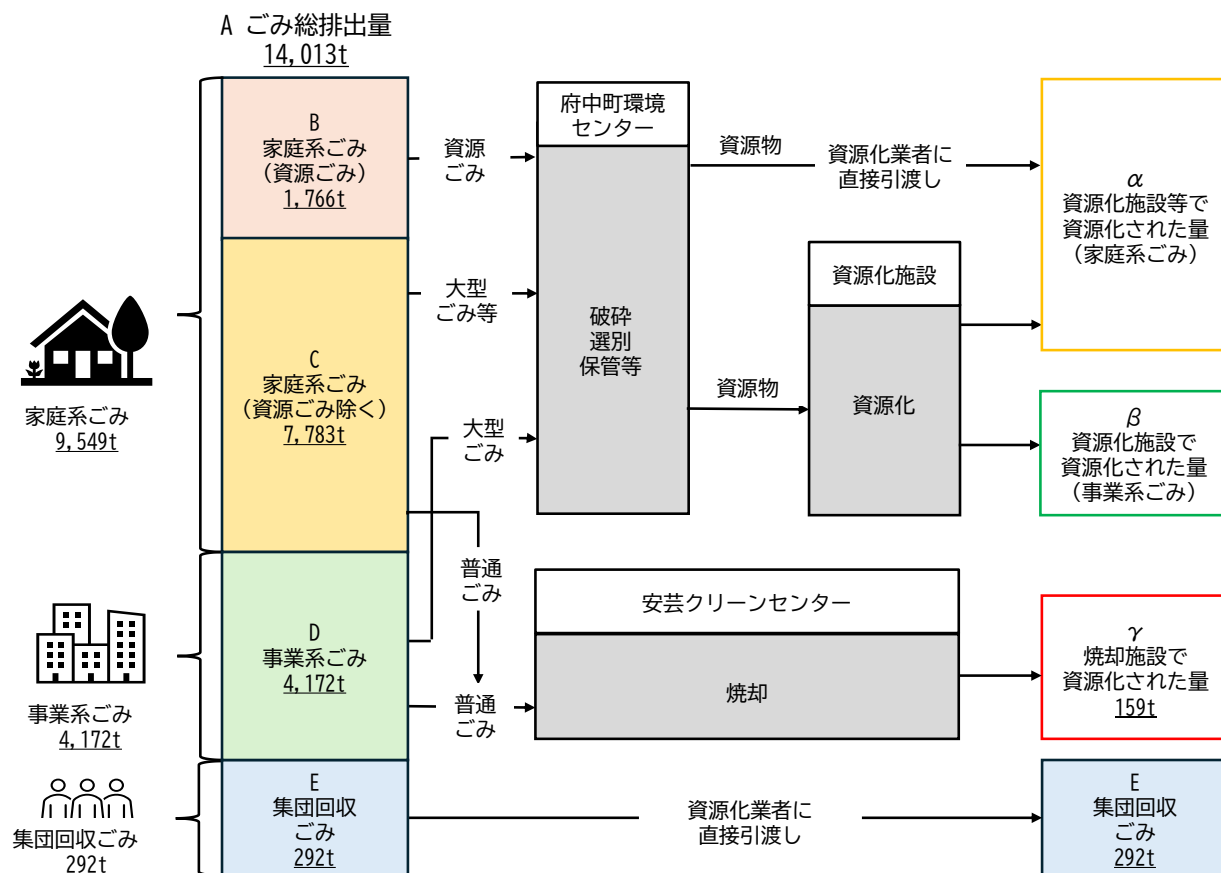
現状 (2024 年度) : 1,119 t

中間目標 (2030 年度) : 769 t ⇒ 現状 (2024 年度) から 350 t の削減が必要

最終目標 (2035 年度) : 746 t ⇒ 現状 (2024 年度) から 373 t の削減が必要

【リサイクル率の考え方について】

2024年度におけるリサイクル率の算出の考え方は、以下に示すとおりです。



資源化量 (焼却施設の資源化を含む)

$$\alpha + \beta + \gamma + E = 2,445\text{t/年}$$

【計画目標② リサイクル率 (焼却施設の資源化を含む)】
 $2,445\text{t/年} \div A 14,013\text{t/年} = 17.4\%$

資源化量 (焼却施設の資源化を除く)

$$\alpha + \beta + E = 2,286\text{t/年}$$

【成果指標②-I リサイクル率 (焼却施設の資源化を除く)】
 $2,286\text{t/年} \div A 14,013\text{t/年} = 16.3\%$

1

計画策定の趣旨と背景

2

ごみ処理の現状と課題

3

基本方針

4

施策と具体的な取り組み

(2) 進行管理

本計画の推進にあたっては、成果指標や施策の推進状況、住民・事業者の皆様の意識・行動変容の状況等を踏まえ、定期的に評価を行います。

成果指標については、計画の進捗状況や社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。また、当町を取り巻く状況に大きな変動があった場合には、計画全体を見直します。

3.5 住民・事業者・行政の役割



(1) 住民の役割

住民は、ごみ処理の現状等、当町を取り巻く環境問題に関心を持ち、理解を深めることで、日々の生活や行動を振り返り、より環境にやさしい行動を選択できるよう取り組みを進めます。

自らの行動一つ一つが将来の豊かで持続可能な府中町をつくることにつながるという意識を持ち、互いに協力し合いながら3R等に取り組みます。

〈具体的取り組み〉

- ◆ 物を長く大切に使い、ムダを減らすことを心掛け、資源の有効活用とごみの減量に努めます。
- ◆ 家庭から出たごみを正しく分別し排出することで、積極的にリサイクルを行います。
- ◆ 買い物は必要な分だけ購入するよう心掛け、詰め替え商品の活用やリサイクルしやすい素材の製品を選ぶ等、ライフスタイルの工夫により、ごみの発生抑制（リデュース）に努めます。
- ◆ 地域のごみステーションは、他の住民と協力して清潔に保ちながら使用します。
- ◆ 食品ロス削減を始めとして3R促進に関する情報に関心を持ち、日々の暮らしの中で環境に配慮した行動を心掛けます。

(2) 事業者の役割

事業者は、事業活動を行う上で実行可能な3Rの取り組みを自ら選択し行動することで、ごみの更なる減量化、資源化につながる取り組みを進めます。

また、環境負荷の低いサービスの提供に取り組むとともに、住民の皆様の意識や行動変化に向けた積極的な情報発信を行います。

〈具体的取り組み〉

- ◆ 事業系一般廃棄物と産業廃棄物との区別を正しく行い、適正分別・適正排出に努めます。
- ◆ ごみの発生抑制や資源の有効活用を意識した製品・サービスの提供に努めます。
- ◆ 資源物の店頭回収等を通じて、住民のリサイクル活動を促進します。
- ◆ 環境イベントへの協力や情報発信を通じ、資源の有効活用や環境負荷低減の啓発に寄与します。

(3) 行政の役割

行政は、環境面、経済面等のあらゆる側面で将来世代の負担軽減を図るため、持続可能で安定的なごみ処理体制の構築に取り組んでいきます。

また、環境学習や情報発信等の普及啓発を通じて、住民・事業者による主体的な3R行動を促す基盤づくりを進めます。

〈具体的取り組み〉

- ◆ 安定的なごみ処理の継続に向けて、収集運搬体制の効率化やごみ処理施設の整備を推進します。
- ◆ 更なるリサイクル推進に向けて、資源回収拠点の拡大やプラスチックの資源化を検討します。また、資源化にあたっては、より効率的で適切なりサイクル方法の調査・研究を行います。
- ◆ ごみの分別・排出方法について周知・徹底することで、適正分別・適正排出を促進します。
- ◆ 環境学習や情報発信により、3RやSDGsの意識醸成を図ります。

1

計画策定の趣旨と背景

2

ごみ処理の現状と課題

3

基本方針

4

施策と具体的な取り組み

コラム④ SDGsってなんだろう？

SDGsとは、平成27年9月に開催された国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」であり、私たちが暮らし続けていくことができる社会を作るために、世界各国で目指していく共通の目標のことです。

SDGsの中には、様々な分野における17個の目標と目標の達成に向けた169個の取り組みが書かれています。

ごみ処理に関連する目標としては、「12. つくる責任つかう責任」において8つの目標と目標達成に向けた3つの取り組みが書かれています。

【12. つくる責任つかう責任における目標（一部抜粋）】

- ◇ 2030年までに、お店や消費者のところで捨てられる食料（一人あたりの量）を半分に減らす。また、生産者からお店への流れのなかで、食料が捨てられたり、失われたりすることを減らす。（12-3）
- ◇ 2030年までに、ごみが出ることを防いだり、減らしたり、リサイクル・リユースをして、ごみの発生する量を大きく減らす。（12-5）

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



4 施策と具体的な取り組み

4.1 施策の体系

4.2 具体的な取り組み内容

4.1 施策の体系

本計画の施策の体系は以下に示すとおりです。3つの基本方針に基づき、施策を展開していきます。

基本方針① みんなでつくる、ごみ処理の安定

- 施策1 地域協働による家庭系ごみ適正排出の推進
- 施策2 地域協働に向けた普及啓発の推進
- 施策3 コストを意識したごみ処理の実施
- 施策4 ごみ処理施設の安定的な運営・確保
- 施策5 災害が発生したときへの備え

基本方針② 更なるごみ減量化の推進

- 施策6 食品ロスの削減に向けた取り組み
- 施策7 事業系ごみの排出量削減の推進

基本方針③ ごみの資源への転換

- 施策8 プラスチック資源循環に向けた取り組み
- 施策9 リユース・リサイクルの推進

図 4-1 施策の体系

4.2 具体的な取り組み内容

本計画における施策と具体的な取り組み内容は次頁に示すとおりです。

各施策の中で具体的な取り組みを展開するとともに、重点取り組みを設定し取り組んでいきます。

基本方針① みんなでつくる、ごみ処理の安定

施策1 地域協働による家庭系ごみ適正排出の推進

住民生活におけるごみの収集運搬は、安心して清潔な暮らしを支える重要な基盤です。

適正なごみステーションの管理、自力でのごみ出しが困難な世帯への支援、適正分別・適正排出のための分かりやすい周知、不法投棄等の不適正排出への対策を進め、地域全体のごみ処理に対する安心感の向上を図ります。

具体的取り組み（●：重点取り組み）	
(1) 適正なごみステーションの管理	●町内会等と連携した清潔なごみステーション管理の推進 ●住民自治によるごみステーションの管理に関する周知・情報発信
(2) ごみ出しが困難な高齢者等への支援	●ふれあい収集による支援の継続、今後の制度のあり方の検討
(3) 適正分別・適正排出の周知	●ごみ出しルールの更なる周知 ●リチウムイオン蓄電池等の適正排出の推進 ○特別管理一般廃棄物等の町で処理できない廃棄物の周知
(4) 不法投棄等への対策	●町内会と連携した防犯カメラ・看板の設置 ○不法投棄・資源物持ち去り防止のためのパトロールの実施

● 町内会等と連携した清潔なごみステーション管理の推進

当町の家庭系ごみは、指定のごみステーションに集積し収集を行っており、これらのごみステーションは、町内会等を中心に住民自治により清潔に維持管理されています。

ごみステーションの管理にあたっては、適正分別・適正排出の徹底や、猫やカラス等によるごみ荒らしへの対策が重要となる一方、高齢化等に伴う担い手不足が進行することを受け、管理負担の軽減が課題となっています。

ごみステーションを清潔に維持するため、引き続き町内会等と連携し、看板設置等による適正排出を呼びかけるとともに、周辺自治体で実施されている防鳥ネットや収集枠の購入補助・貸与等の制度導入について検討します。

● 住民自治によるごみステーションの管理に関する周知・情報発信

ごみステーションの管理は町内会等を中心に行われており、住民生活に深く関わる重要な住民自治の要素です。一方で、管理に要する費用や負担のあり方については、各地域の実情に応じて適切な方法を検討していく必要があります。

このため、当町ではごみステーションを利用する地域住民に対し、その管理の重要性を改めて伝えるとともに、町内会等が中心となって実施している取り組みを周知し、住民自身の協力意識の向上を図ります。併せて、ごみステーションの管理ルールについても、そのあり方や情報発信方法を検討します。

● ふれあい収集による支援の継続、今後の制度のあり方の検討

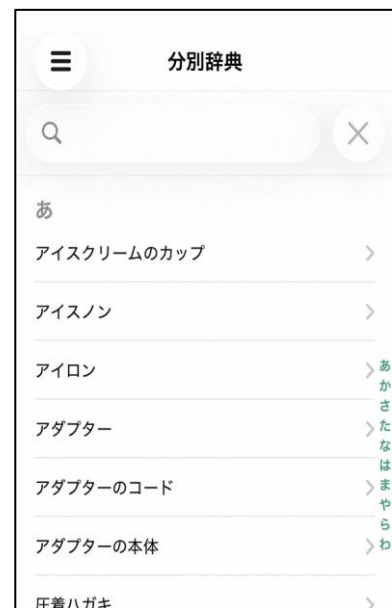
ふれあい収集は、障害や要介護度が一定以上で、自力でのごみ出しが困難な世帯を対象に、大型ごみを除くごみを週1回戸別収集する支援制度です。2023年度の制度開始以降、対象世帯は継続して増加しており、収集にかかる経費も増加傾向にあります。

引き続き、ふれあい収集によってごみ出しが困難な世帯への支援を実施するとともに、本制度を持続可能な形で運営していくため、対象世帯の認定基準の見直しや、制度利用に伴う費用負担のあり方について検討を進めます。

● ごみ出しルールの更なる周知

家庭系ごみについては、毎年発行している冊子『家庭ごみの正しい出し方』によるごみ出しルール全般の広報に加え、府中町公式アプリ『ふちゅうポータル』内のごみ分別アプリにおける分別辞典（50音順）等を通じて、分かりやすいルールの周知を行っています。

住民が適正排出・適正分別に関する情報へ迅速にアクセスできるよう、今後も複数の媒体を活用した分かりやすい周知や多言語化対応に取り組みます。



● リチウムイオン蓄電池等の適正排出の推進

リチウムイオン蓄電池は、スマートフォンやノートパソコン、コードレス掃除機や電動アシスト自転車等、様々な製品に使用されていますが、一方で、適正に処理をされないと発火しやすく、火災事故等の原因となる可能性があります。

当町では、2026年度からリチウムイオン蓄電池の分別収集を開始する予定となっており、安全な収集体制を確立し、排出方法の周知等の情報発信に取り組みます。

併せて、都市鉱山として注目される、廃家電製品からの有価金属のリサイクルに向け、現在大型ごみとして回収している小型家電等の分別についても検討を進めます。

● 町内会と連携した防犯カメラ・看板の設置

不法投棄とは、路上や空き地等の指定された場所以外にごみを捨てることのほか、自分の住んでいる地域以外のごみステーションにごみを出すことや、きちんと分別をせず収集日以外にごみを出すことも該当します。

不法投棄の防止に向けた取り組みの一環として、町内会等と連携しながら、不法投棄が多くみられる場所を中心に防犯カメラや不法投棄防止の看板の設置を行い、監視体制を強化します。また、悪質な不法投棄に対しては警察とも連携の上で厳正に対処します。

施策2 地域協働に向けた普及啓発の推進

安定したごみ処理や環境への負荷の低減を図るためには、住民・事業者・行政がそれぞれの立場から3Rを意識し、協力して取り組みを推進していくことが不可欠です。

3Rやごみ処理、食品ロス等の観点から、環境にやさしい暮らしのために実施できる行動について地域全体で考え、協働して実践していけるよう、環境学習や出前講座、情報発信等、さまざまな取り組みを通じて意識の醸成を図ります。

具体的取り組み（●：重点取り組み）	
(1) 環境学習・出前講座の実施	●住民・事業者と連携した環境学習・出前講座の実施 ○食品ロスやごみ排出量削減に向けた普及啓発
(2) 3Rに関する情報発信	●リユース・リサイクル市の開催 ○ホームページやSNSでの情報発信や、つばき祭り・緑の仲間フェスタ等の町主催のイベントを活用した3Rに関する実践行動等の紹介
(3) 住民・事業者の取り組み紹介	○SNS等を活用した住民・事業者の食品ロス削減やリサイクル実践等の好事例の収集と紹介

● 住民・事業者と連携した環境学習・出前講座の実施

当町では、町立学校での環境学習や、住民・事業者と連携した環境出前講座の実施を通じて、3RやSDGsについて楽しみながら学べる機会づくりに取り組んでいます。

ごみ減量や資源循環の推進に向けて、住民・事業者・行政が協働して取り組める意識づくりの土台を形成するため、住民向けのごみ減量の取り組み紹介や、小学生等を対象としたごみ処理の流れの説明等、広く意識啓発を図る環境学習・出前講座を住民及び事業者と連携して実施します。



● リユース・リサイクル市の開催

当町では、町が開催するイベントにおいて、リユース市を開催しています。

住民が気軽にリユース・リサイクル品を持ち寄り、物を大切に使うことでごみを減らす、といった意識の向上に役立つものとして、引き続き実施します。

施策3 コストを意識したごみ処理の実施

安定したごみ処理を継続するためには、処理にかかるコストを踏まえ、歳出の削減と歳入の確保に取り組む必要があります。

日常のごみ処理経費の削減に努めるとともに、将来にわたる安定的な運営を見据えた効率的なごみ処理体制の検討や、財源確保に向けたごみ収集の有料化について検討を進めます。また、ごみ処理にかかるコストの見える化を図るため、処理経費の公表を行います。

具体的取り組み（●：重点取り組み）

適正なごみ処理実施のための財源確保	●歳出削減に向けたごみ処理体制の検討 ●ごみ処理の有料化等に関する検討 ○ごみ処理経費のホームページでの公表
-------------------	--

● 歳出削減に向けたごみ処理体制の検討

現在、増加傾向にあるごみ処理コストの現状を踏まえ、ごみの収集回数や収集方法の見直し等、収集運搬体制の効率化による歳出削減に向けた検討を進めます。

● ごみ処理の有料化等に関する検討

ごみ処理の有料化については、廃棄物処理法の基本方針において「経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再使用、再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の更なる推進を図るべきである」とされており、国全体の施策の方針として明確化されています。

当町においてもこの方針に則った検討は重要であり、特に大型ごみについては、既に有料化を導入している自治体と、有料化を導入していない自治体を比較すると、大型ごみの排出量に差があります。このため、ごみの排出量の削減効果及びごみ処理コストの財源確保の両観点から、ごみ処理の有料化の導入について検討を行うものとしします。

(周辺自治体における大型ごみの処理手数料と処理量)

自治体名	大型ごみの処理手数料		人口 [人]	1人あたりの 大型ごみ排出量 [g/人]
	有料	無料		
広島市	○		1,179,992	8,692
廿日市市	○		116,042	10,057
呉市	○		206,283	15,983
東広島市		○	190,386	17,454
府中町		○	52,709	17,853
海田町		○	30,820	19,890
坂町		○	12,678	25,477
江田島市		○	21,023	27,351
熊野町		○	23,543	28,883

(2023年度一般廃棄物処理実態調査結果より)

コラム⑤ ごみはどうやって出せばいいのかな？

私たちの家から出るごみは、ごみの種類ごとに出し方が決められています。

府中町では、毎年、「家庭ごみの正しい出し方」という冊子を発行し、住民の皆さんにごみの出し方を知ってもらっています。

今回は、府中町におけるごみの正しい出し方について一緒に勉強してみましょう！

ごみの種類	具体的なごみ	出し方
普通ごみ	<p>生ごみ</p> <p>リサイクルできない紙類 プラスチック容器</p> <p>布・皮革類 剪定枝等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 透明または半透明の袋に入れて、ごみステーションに出す。 生ごみは、よく水を切って新聞紙などに包んで出す。 モバイルバッテリー、リチウムイオン蓄電池は発火する危険があるため、普通ごみに混ぜて出さない。
有価物	<p>新聞紙 雑誌・雑がみ</p> <p>ダンボール</p> <p>衣類</p> <p>びん・缶</p> <p>断面が波状になっているもの</p> <p>中身を空にして、ふたは外してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 品目ごとに分けて、指定の場所に出す。 新聞紙、ダンボール等はひもでしばって出す。 衣類は透明又は半透明の袋に入れて出す。 びん・缶は中身を空にして透明又は半透明の袋に入れて出す。
ペットボトル 紙パック 白色トレイ	<p>ペットボトル</p> <p>PET 飲料・酒類等のペットボトル</p> <p>キャップ・ラベルを取り外す</p> <p>中をよく洗う</p> <p>紙パック</p> <p>飲料・酒類の紙パックでアルミ不使用のもの</p> <p>中をよく洗う</p> <p>開いて乾かす</p> <p>白色トレイ</p> <p>発砲スチロール製食品トレイで赤黒とも白色のもの</p> <p>汚れを掻き取りよく洗う</p> <p>乾かす</p>	<ul style="list-style-type: none"> 袋に入れずに、リサイクルできる状態で収集容器に入れる。

施策4 ごみ処理施設の安定的な運営・確保

安芸クリーンセンターと出島廃棄物処分場は、今後 10 年以内に稼働期限または受入計画期間の満了を迎えます。

このため、現行施設を適正な維持管理により可能な限り長く運用するとともに、安芸地区衛生施設管理組合や周辺の関連市町と連携し、ごみ処理の広域化も視野に入れながら新たなごみ処理体制の構築に向けた検討を行います。

また、最終処分量の削減に向け、焼却残渣のリサイクル率の高い処理方法についても、安芸地区衛生施設管理組合及び安芸郡他 3 町と連携しながら、引き続き導入を検討していきます。

具体的取り組み（●：重点取り組み）

ごみ処理施設の整備等に向けた検討	<ul style="list-style-type: none"> ●安芸クリーンセンター稼働終了後の焼却施設の確保 ●出島廃棄物処分場の受入計画期間満了を踏まえた処理体制の検討 ○府中町環境センターの更なる活用に向けた検討 ○焼却施設におけるリサイクル率の高い処理方法の実施検討
------------------	---

● 安芸クリーンセンター稼働終了後の焼却施設の確保

安芸クリーンセンターは、2018 年 3 月に基幹的設備改良工事を実施し、稼働期限は 2032 年度までとなっています。

普通ごみの処理にあたっては、焼却施設の運用は不可欠であることから、稼働期限以降における処理体制の整備に向け、現行施設の更なる延命化を図るとともに、新たな施設の整備や、ごみ処理の広域化の推進等、複数の方策を総合的に検討し、確実な処理体制の確保を図ります。



（安芸地区衛生施設管理組合HPより）

● 出島廃棄物処分場の受入計画期間満了を踏まえた処理体制の検討

出島廃棄物処分場は、2014 年の受入開始以降、長期にわたり地域の廃棄物の最終処分を担ってきましたが、地元住民との協定により受入計画期間が 2034 年 6 月までとなっており、期間満了後の最終処分体制の確保が課題となっています。

また、最終処分場は、用地の確保や地元住民の理解、整備に要する費用、満たすべき施設基準等の観点から新設が困難であるため、確保できた処分場は可能な限り長く活用していくことが求められます。

このため、処理施設の長期的な活用に向け、リサイクル率の向上等を通じて最終処分量の削減を図るとともに、受入計画期間満了後に備え、今後の処理体制について、広域処理等も含め検討を進めます。



（一般社団法人 広島県環境保全公社HPより）

施策5 災害が発生したときへの備え

災害時の廃棄物処理は、平常時のごみ処理とは異なり、土砂やがれき等大量の災害廃棄物を扱うことが想定され、災害廃棄物の処理は復旧・復興の速度に大きく影響します。

南海トラフ巨大地震や大規模豪雨災害等、近年懸念される激甚災害を見据え、災害廃棄物処理計画等の見直しを進めるとともに、災害時の廃棄物処理体制の強化を図るため、緊急時の行動がイメージしやすいよう、平時からの訓練にも取り組みます。

具体的取り組み（●：重点取り組み）

災害廃棄物処理体制の強化	●災害廃棄物処理計画等の随時見直し ○仮置場の設置・運営に関する検討 ○被災時の災害廃棄物処理に向けた対策等の検討 ○災害時のごみ出しに関する平時からの広報・啓発 ○他自治体における災害廃棄物対策に向けた先進事例の調査・研究
--------------	--

● 災害廃棄物処理計画等の随時見直し

大規模な地震や豪雨災害が発生した際には、家屋の浸水や倒壊等により、がれきや土砂、廃家具等の災害廃棄物が大量に発生し、平時の年間排出量を大きく上回る量のごみの処理が求められると想定されます。

災害廃棄物の処理は、被災自治体の衛生環境や復旧・復興の速度に大きく影響することから、国や県の計画・指針、最新の被害想定等を踏まえ、当町の災害廃棄物処理計画や町職員向けの災害廃棄物処理初動マニュアルについて、災害発生時に迅速かつ確実な対応が可能となるよう、随時見直しを行います。

基本方針② 更なるごみ減量化の推進

施策6 食品ロスの削減に向けた取り組み

食品ロスとは、本来食べられるのに捨てられてしまう食品のことを指しており、ごみとして捨てられる手付かずの食料品や食べ残しのほか、厚く剥きすぎた野菜の皮等の過剰除去によるものがこれにあたります。農林水産省によると、2023年度における日本国内の食品ロス発生量は約464万t/年と推計され、国民1人1日あたり約102g（おおむね茶碗1杯分）の食糧が捨てられていることとなります。

食品ロス削減に向けては、これまで取り組んできた「使い切り・食べ切り」や「てまえどり」といった行動を一層促進するとともに、学校給食の残菜量削減に向けた取り組みを検討します。

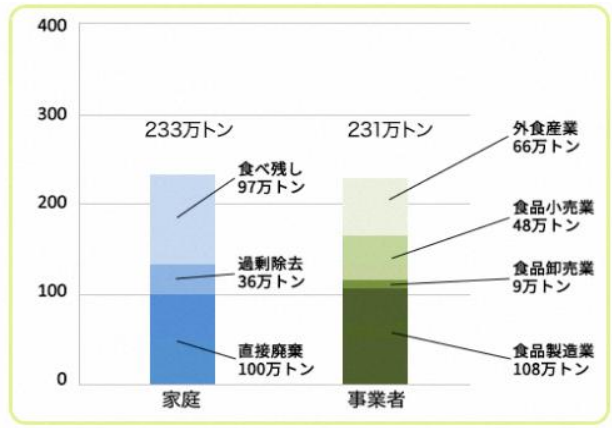
具体的取り組み（●：重点取り組み）	
食品ロス削減に向けた実践行動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ●食品ロス削減に向けた実践行動等に関する情報発信 ●学校給食の残菜量削減に向けた取り組みの検討 ○他自治体等における食品ロス削減に向けた好事例の調査・研究 ○フードバンク・フードドライブの活用に向けた検討

● 食品ロス削減に向けた実践行動等に関する情報発信

食品ロス削減推進法においては、食品ロスの削減は我が国として真摯に取り組むべき課題として位置付けられています。

当町では、令和6年度のごみ組成調査から、手付かずの食料品が家庭系普通ごみは13.5%、事業系普通ごみは23.1%含まれており、家庭系ごみ・事業系ごみの双方において食品ロスが発生していることを確認しています。

食品ロスの削減は、住民の皆様が日常生活のあらゆる場面で、一つ一つの行動を積み重ねていくことが重要です。そのため、「使い切り・食べ切り」や「てまえどり」といった具体的な行動を、より身近にイメージできるよう、様々な媒体を通じて分かりやすく発信・啓発していきます。



（環境省 食品ロスポータルサイトより）



1 計画策定の趣旨と背景

2 ごみ処理の現状と課題

3 基本方針

4 施策と具体的な取り組み

● **学校給食の残菜量削減に向けた取り組みの検討**

食品ロスの削減は、ごみ排出量の削減にとどまらず、食料資源の有効活用や飢餓・食糧問題等の観点からも重要な取り組みです。今後は全ての人々が食に対する意識を高めていく必要があります、特に次世代を担う子どもたちに食の大切さや食品ロス削減への意識を育てていくことが重要です。

一方、当町では、町立学校における給食の残菜量に学校間で差が生じています。

当町の特色でもある全校自校調理方式の給食の継続性の維持及び児童生徒の食への関心を高めるため、食品の無駄のない利用、給食で発生する食品ロス等を題材にした、子どもたちが理解しやすい啓発資料の作成について検討します。

施策7 事業系ごみの排出量削減の推進

当町では、ごみ総排出量の計画目標を達成するため、事業系ごみ排出量において 2035 年度に 2022 年度比で 10%削減を目標としています。排出量が直近 5 年で横ばいとなっている事業系ごみの削減を進めるため、効果的な対策を行います。

具体的取り組み（●：重点取り組み）	
(1) 事業系ごみ処理体制の適正化に向けた取り組み	●事業系ごみ処理手数料の引き上げの検討
(2) 事業系ごみ排出量削減の推進	●事業者に対するごみの適正排出に向けた周知・啓発 ○立入調査等の機会における不適正なごみ排出への指導の実施 ○優良な取り組みをしている事業者の広報等での紹介

● **事業系ごみ処理手数料の引き上げの検討**

廃棄物処理法第3条では「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」と規定されており、事業系ごみの処理費用は事業者が負担するのが原則です。現在、事業者の負担するごみ処理手数料は 10 kgあたり 108 円となっていますが、安芸クリーンセンターでのごみ処理原価は 10kg あたり 456.5 円まで上昇しています。

事業系ごみの処理原価に占める処理手数料の割合の妥当性や、処理手数料引き上げによる排出量削減効果の観点から、安芸地区衛生施設管理組合及び安芸郡他 3 町と連携しながら、今後の事業系ごみ処理手数料の引き上げについて検討します。

● **事業者に対するごみの適正排出に向けた周知・啓発**

ごみの組成調査結果によると、事業系普通ごみの中に 15.3%不適正な混入ごみが含まれていることが確認されています。

事業系ごみの適正排出に向け、『事業系ごみ減量・リサイクルガイドブック』の一層の活用や、3Rの取り組みに対する協力の呼びかけを強化し、事業者による排出削減の更なる推進に努めます。

基本方針③ ごみの資源への転換

施策8 プラスチック資源循環に向けた取り組み

我が国では、2022年に『プラスチック資源循環法』が施行され、各市町村はプラスチック資源の有効活用に努める必要があります。

当町の家庭系ごみの処理にあたっては、白色トレイを除くプラスチック類は普通ごみとして収集しており、プラスチック類の資源化は、資源の有効活用及びごみ焼却量や最終処分量の削減の観点からも重要な施策となります。

このため、プラスチックのリサイクルに向けた分別収集体制の整備を進めるとともに、使い捨てプラスチックの排出抑制につながる情報発信にも取り組みます。

具体的取り組み（●：重点取り組み）

(1) プラスチックのリサイクル推進	●プラスチックのリサイクルに向けた分別収集体制の整備 ●RPF化等のリサイクル手法・事例の研究
(2) 使い捨てプラスチックの削減	○マイボトル・マイバッグ等の利用促進に向けた情報発信 ○過剰包装の抑制に向けた事業者への協力呼びかけ

● プラスチックのリサイクルに向けた分別収集体制の整備

当町においては、家庭系普通ごみのうち約20%を容器包装プラスチックや製品プラスチック等のリサイクル可能なプラスチック類が占めています。2024年度におけるリサイクル可能なプラスチック類の排出量は約1,000t以上と推計しており、プラスチック類のリサイクルはリサイクル率の向上や最終処分量の削減に大きく寄与すると考えられます。

プラスチックのリサイクルにあたっては、普通ごみとプラスチック類を分別収集する必要があり、分別収集体制の検討・整備を進めるとともに、分別方法の周知啓発活動に努めます。

● RPF化等のリサイクル手法・事例の研究

容器包装プラスチックのリサイクル方法としては、マテリアルリサイクルが主流となっています。一方で、マテリアルリサイクルが難しい原料の活用について、RPF^{※2}化等の他のリサイクル方法に関する調査・研究を進めます。

※2 RPF：「Refuse Paper&Plastic Fuel」の略。古紙や廃プラスチックを原料として再利用して作られる固形燃料で、工場での発電等において石炭の代替燃料として活用されている。石炭と比較してCO₂排出量が少ない。

施策9 リユース・リサイクルの推進

日常生活におけるリユースやリサイクルは、資源を最大限に有効活用するための基本的な取り組みであり、ごみ排出量の削減にもつながります。

これらの取り組みをより身近で実践しやすいものとするため、リサイクルにつながる回収拠点の周知や拠点数の拡大への支援、さらにリユース活動の紹介等を進めます。

具体的取り組み（●：重点取り組み）	
(1) 町内会による資源物集団回収の支援	<ul style="list-style-type: none"> ●リサイクルボックスの設置等による資源回収拠点の拡大支援 ○町内会による資源物集団回収の実施に資する情報提供等の支援
(2) リユース・リサイクルの一層の推進に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ●日常生活で役立つリユース・リサイクル情報の発信 ○イベント等における使い捨て容器の削減に向けたリユース食器等の利用促進 ○リユース・リサイクルのしやすい製品等の選択や、使い切り活動の啓発 ○焼却施設における溶融飛灰の資源化に向けた要望

● リサイクルボックスの設置等による資源回収拠点の拡大支援

資源物の回収方法には、町が実施する収集のほか、スーパーマーケットや量販店での店頭回収等の複数の手段があり、町内会による集団回収もその一つです。町内会が集団回収を行う場合は、回収日時や回収場所を定めて実施していますが、決まった場所にリサイクルボックスを設置し、住民がいつでも資源物を持ち込めるよう工夫している町内会もあります。

町内会や事業者が実施する資源回収について、取り組みの更なる拡大のための支援を実施し、資源物のリサイクルをより日常的で取り組みやすいものとするよう努めます。



● 日常生活で役立つリユース・リサイクル情報の発信

住民が日常的に利用している資源物の店頭回収について、回収を行っているスーパーマーケットや量販店等の情報に加え、リユース品の提供・取得の方法が分かる情報等、リサイクルに取り組みやすくなるよう、身近で日常生活に役立つ情報を発信します。

府中町第2次ごみ処理基本計画
令和8年3月策定

府中町環境センター

〒735-0012 広島県安芸郡府中町八幡四丁目1番1号

TEL：082-286-3266

FAX：082-286-3268

メール：kankyocenter@town.fuchu.hiroshima.jp

府中町 町民生活部 環境課

〒735-8686 広島県安芸郡府中町大通三丁目5番1号

TEL：082-286-3242

FAX：082-284-7111

メール：kankyouka@town.fuchu.hiroshima.jp

